

エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク
第12回シンポジウム

著作権分科会に提出した活用
ビジネス12の具体例と柔軟性
のある規定の提案

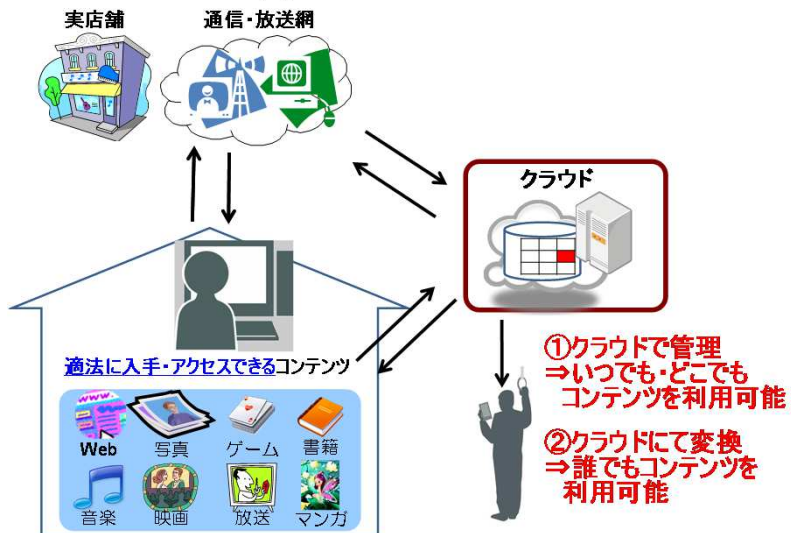
2015年5月30日

一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会
著作権専門委員会
委員長 榊原 美紀

審議会で
何が議論されたのか

JEITAの課題提起①「私的複製の支援サービス」

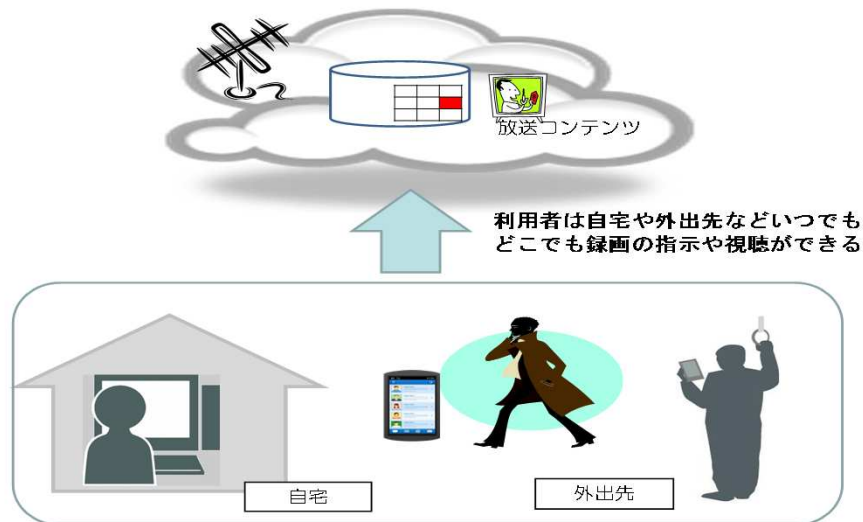
(1) クラウドサービス



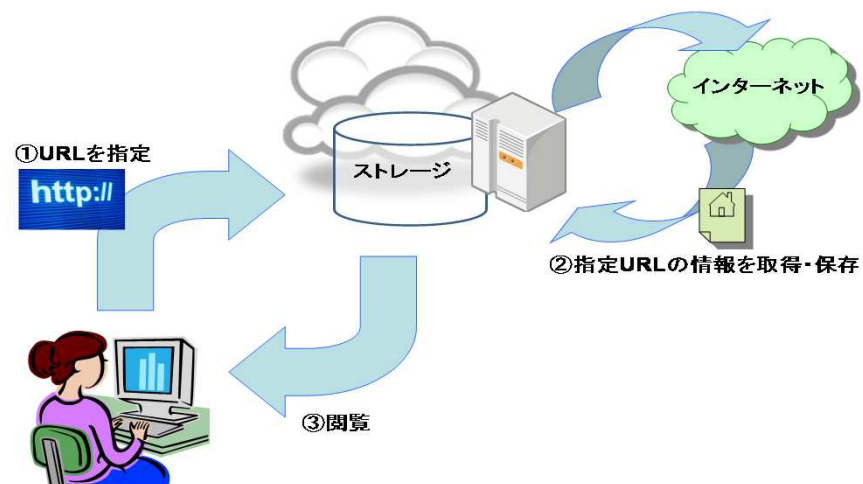
(2) メディア変換・アクセシビリティ・プリントサービス



(3) 個人向け録画視聴サービス

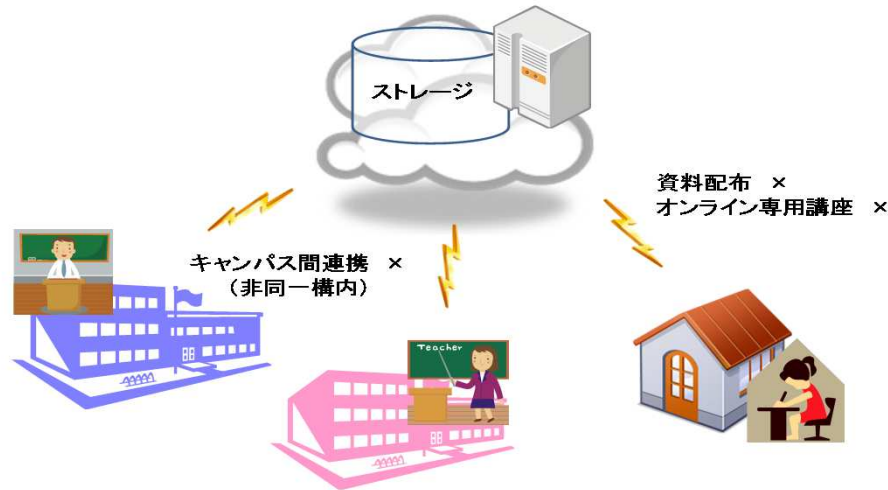


(4) スナップショット・アーカイブ

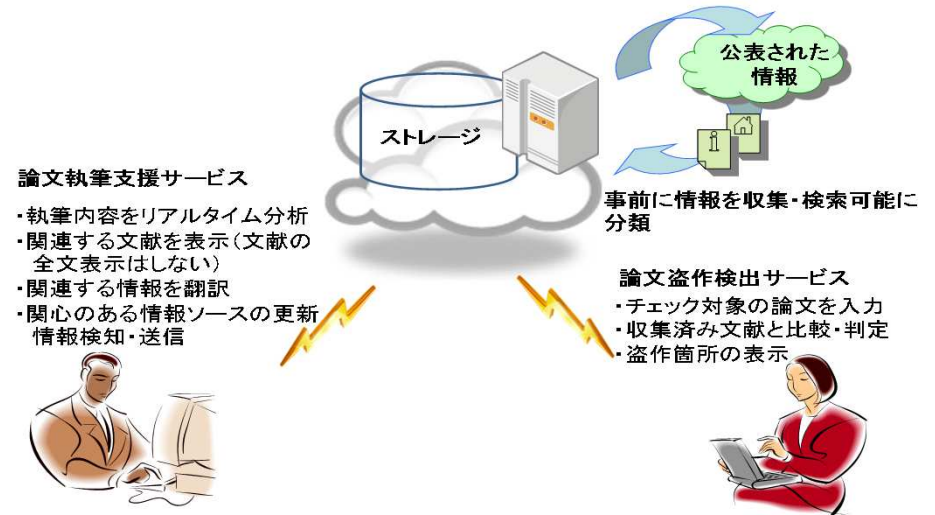


JEITAの課題提起②「ビッグデータ等ネット上の情報活用サービス」

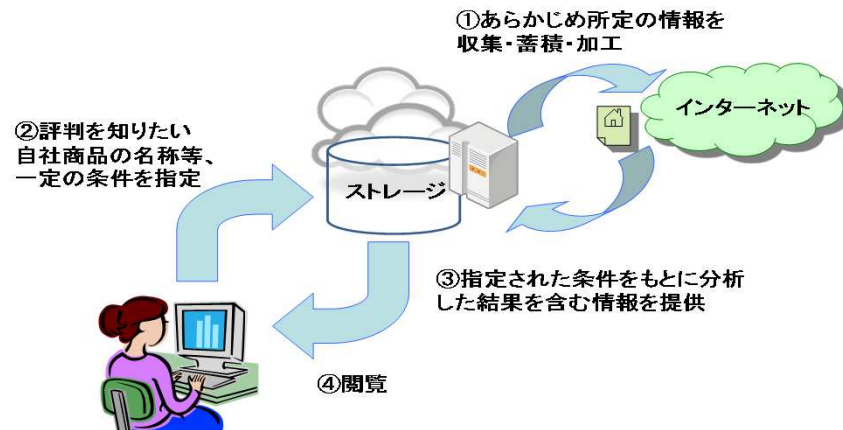
(5) eラーニング



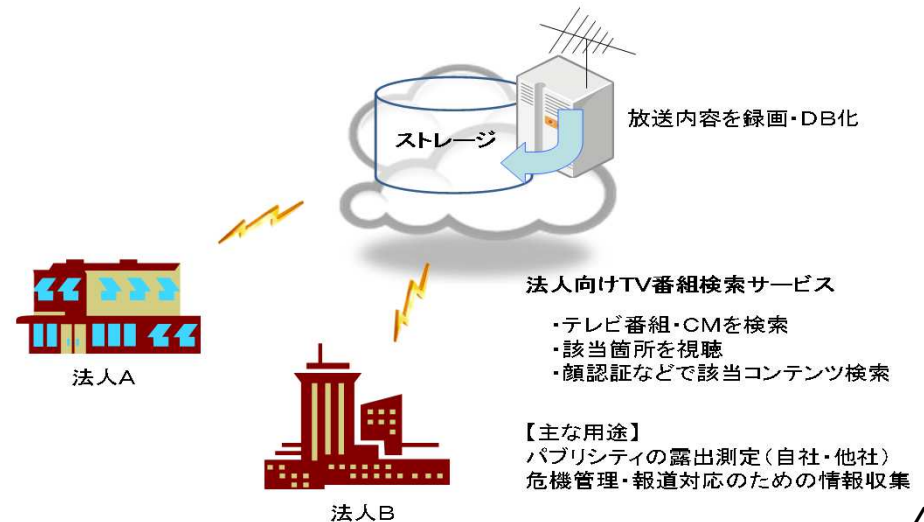
(6) 論文作成・検証支援サービス



(7) 評判分析サービス



(8) 法人向けTV番組検索サービス



現行法：個別制限規定の課題

公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。）を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者を含み、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知ったときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行ってはならない。

端緒を限定

主体を限定

対象を限定

事後規制

47条の6（検索エンジン）

行為の範囲広い

30条（私的使用のための複製）

35条（学校その他の教育機関による複製）

37条（視覚障害者等のための複製）

37条の2（聴覚障害者等のための複製）

47条の7（情報解析）

47条の9（ネットを通じた情報提供の準備）

各サービスの一般化を提案

サービス		共通要素			
1	クラウドサービス (ロッカーサービス)	<p>①公表された情報の変容的 (新たな)目的での公正 な情報の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的有用性 ・技術進歩の享受 ・教育目的、調査研究目的 etc. ・情報へのアクセス確保 	<p>②著作権者に不当な 不利益を与えない 利用</p>	<p>③サービス提供 事業者にとって 著作物の表現を 享受するための 利用とは評価され ない利用</p>	<p>④ユーザが 適法に所有 /占有する・ しうる情報 の活用</p>
2	アクセシビリティ				
3	メディア変換				
4	個人向け録画視聴サービス				
5	プリントサービス				
6	eラーニング				
7	スナップショット・アーカイブ				
8	論文作成・検証支援サービス				
9	評判分析サービス				
10	法人向けTV番組検索サービス				
11	仮想化	⑤情報通信の円滑化または資産の効率化			

諸外国の裁判例

	サービス	複製・翻案	送信
1	クラウドサービス (ロッカーサービス)		RecordTV (タイムシフト、録画転送)
2	アクセシビリティ	Betamax (タイムシフト)	Cablevision (番組録画転送)
3	メディア変換		
4	個人向け録画視聴 サービス		
5	プリントサービス		
6	eラーニング		Georgia State Univ. (教育目的)
7	スナップショット・アーカイブ		
8	論文作成・検証支援 サービス	Turnitin (盗作検出)	Field (全文検索・全文アーカイブ・ キャッシュ送信)
9	評判分析サービス		Perfect 10 (画像検索・画像送信)
10	法人向けTV番組検索 サービス		tveyes (番組検索)
11	仮想化		MP3Tunes (結果に着目)

検討結果① ロッカー型サービス

【クラウドサービス等と著作権に関する報告書】(平成27年2月13日) p.34

一方、タイプ2（プライベート・ユーザーアップロード型）の枠内で行われる利用行為については、基本的には利用行為主体は利用者であり、当該利用者が行う著作物の複製行為は、私的使用目的の複製（第30条第1項）であると整理することができ、権利者の許諾を得ることは特段不要であると解されるとの意見で一致した。また、事業者から、タイプ2のロッカー型クラウドサービスについて要件を限定した形で法改正を行うことは不要であるとの意見や、仮にそのような限定的な立法を行うと、反対解釈により他のサービスの適法性が不明確になるのではないかといった危惧が示されたほか、権利者からも、私的使用目的の複製の範囲内と整理されるタイプ2については、許諾の対象とはしないとの意見が示された。以上を踏まえ、現時点においては、タイプ2において行われる複製等の行為について、権利者の許諾が不要であることを明らかにするような制度整備（例えば、権利制限規定を創設する等の法改正）を行う必要性は認められなかった。

検討結果② ロッカー型以外

【クラウドサービス等と著作権に関する報告書】(平成27年2月13日) p.35

また、ロッカー型クラウドサービス以外の各サービスについては、現に各サービスを行っている事業者及び関係権利者のヒアリングを踏まえた本小委員会の検討の結果、いずれのサービスも、「当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受」していると評価されるか、あるいは、享受していないと評価されるものであっても、現行の著作権法の下で、契約や権利制限規定の適用等により、十分に対応することができるとの意見が多数を占めた結果、本小委員会で提示された内容を前提とする限り、各サービスに関して、現時点においては、法改正を行うに足る明確な立法事実は認められなかった。

報告書に対する当協会の意見

<http://home.jeita.or.jp/cgi-bin/topics/detail.cgi?n=1502&ca=25&ca2=> より抜粋

「クラウドサービス等と著作権」に関する意見

26JEITA-知基第171号

平成27年3月3日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会 著作権専門委員会

(略)

まずは本小委員会において検討を頂いたことを感謝し、特に、ロッカー型クラウドサービスのうちプライベート・ユーザーアップロード型の枠内で行われる利用行為についてユーザー主体であり「権利者の許諾を得ることは特段不要」と再確認されたことを歓迎致します。併せて、当協会としましては、**未だ解決されていない問題がある**と考えますので、今後、クラウドサービス等と著作権に関して議論をさらに積み重ね、問題の解決につなげるべく、以下に配慮し**検討が継続されるべき**と考えます。

(略)

報告書に対する消費者2団体からの意見

<http://miau.jp/1427440922.phtml>より抜粋

2015年3月27日

文化庁 長官 青柳 正規 様
文化庁 著作権課 課長 森 孝之 様

「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」および今後の検討事項に関する意見

一般社団法人インターネットユーザー協会(MIAU)
主婦連合会

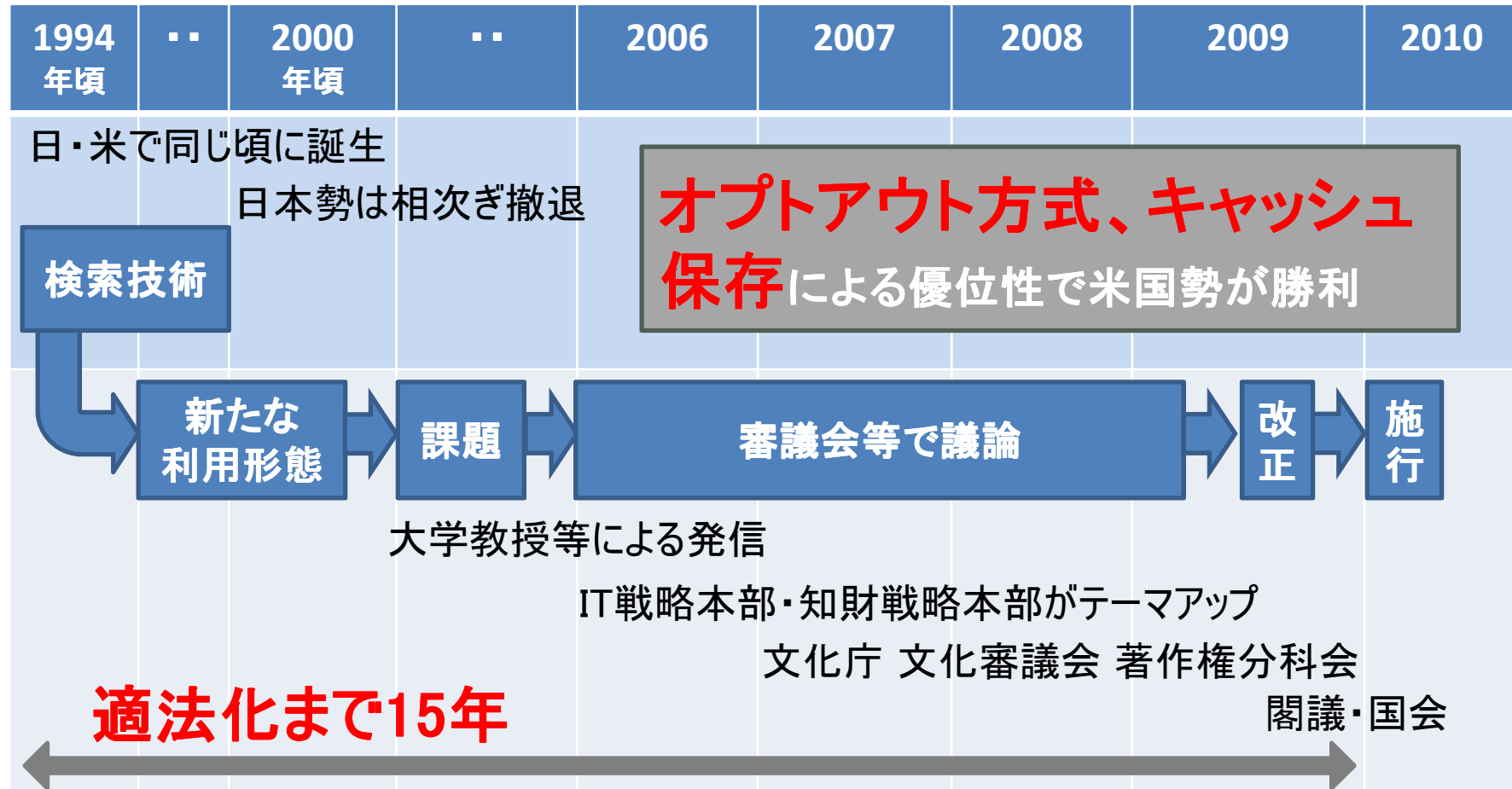
(略)

しかしながら、新しい産業と文化の発展を続けるための議論であったはずが、実際の議論はロッカー型クラウドサービスという限定的なサービス類型に関する議論にかなり時間がかかってしまい、ロッカー型クラウドサービス以外のものについては現時点での明確な立法事実があるかどうか議論されたのみでした。つまりクラウドサービス等と著作権についての議論が十分に行われたとは言えない状況にあると考えます。

(略)

何が問題なのか

法改正に要する期間 《例1. 検索エンジン》



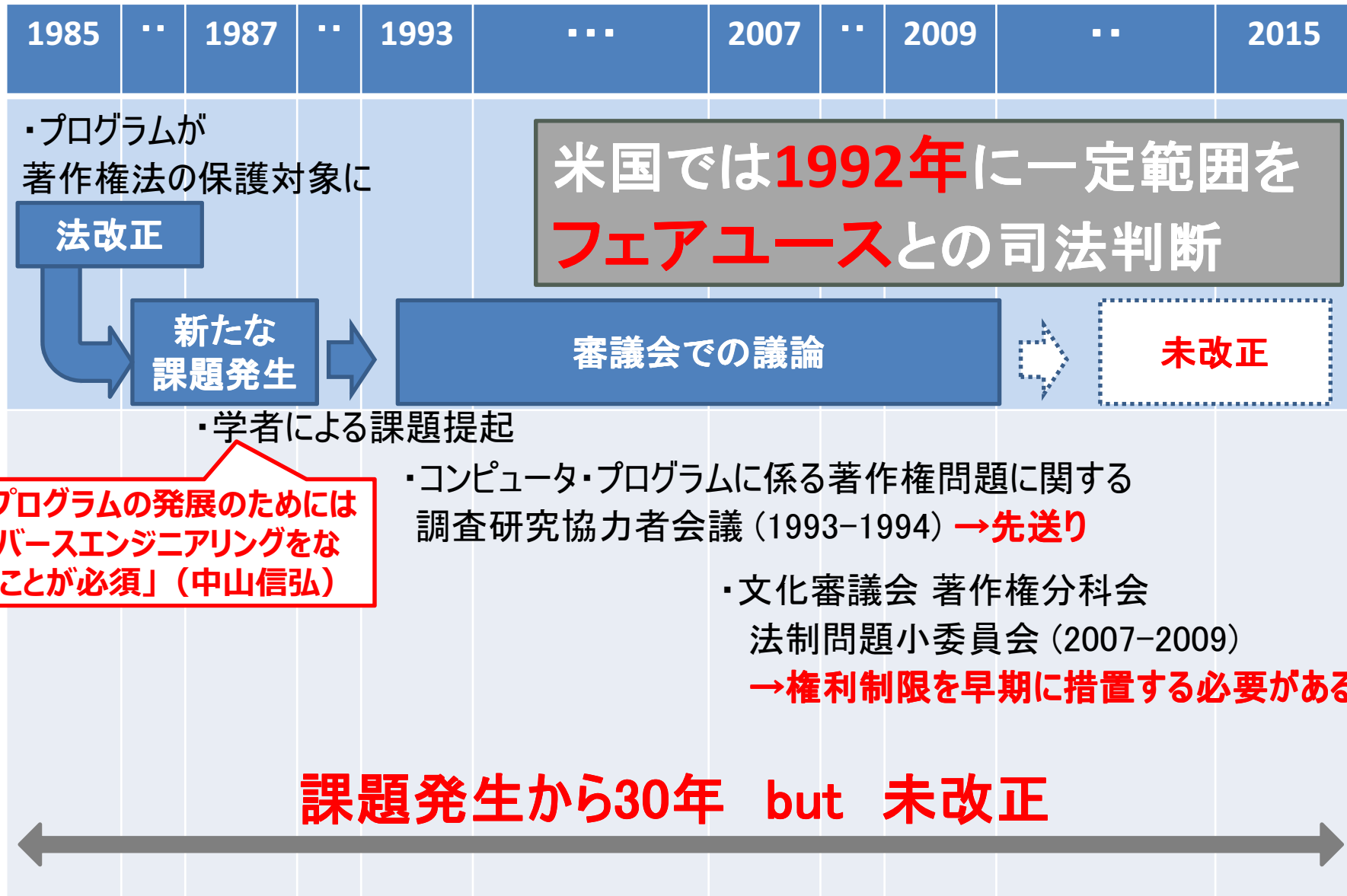
47条の6(検索エンジン)

公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符
号を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者は..(略)..
自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。

様々な限定

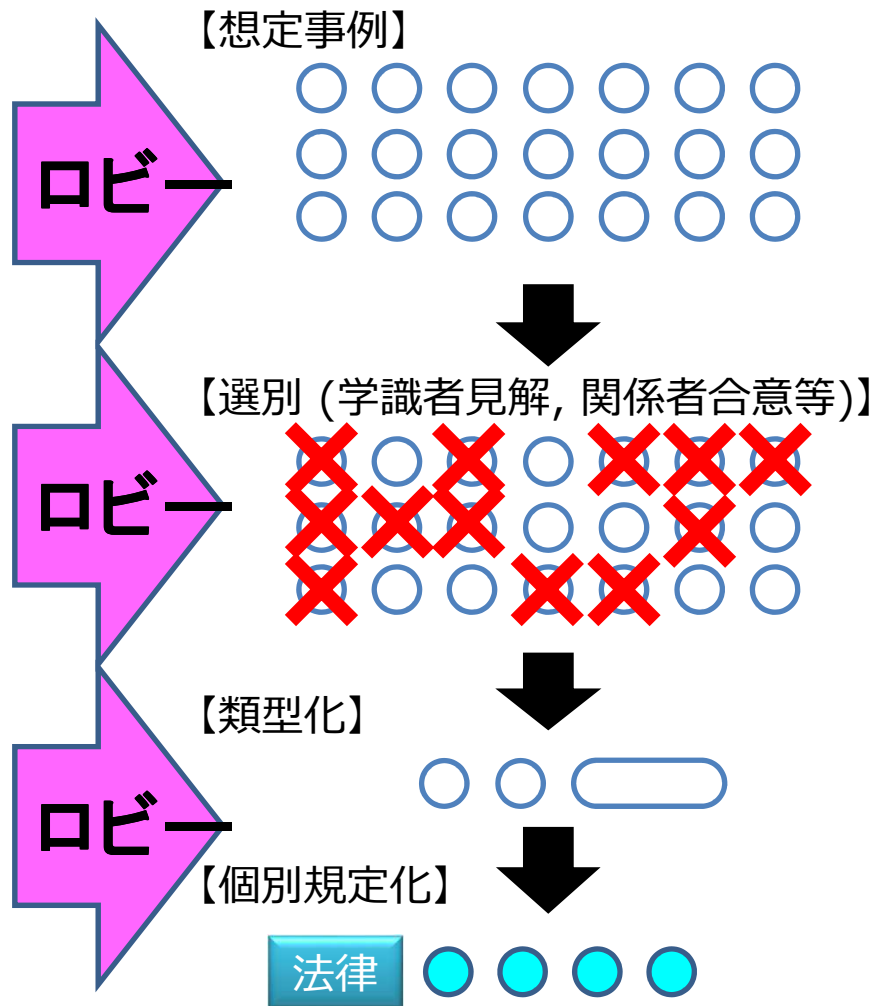
Push型の
 サービスは
 適法？
 違法？

法改正に要する期間 《例2.リバースエンジニアリング》



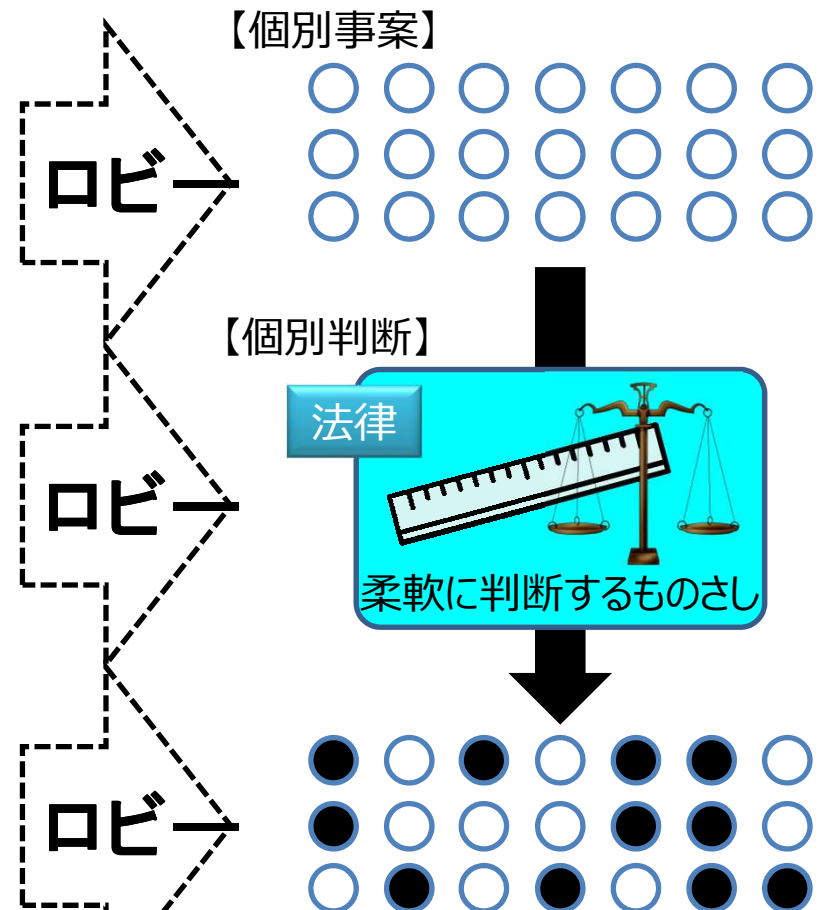
プロセス論

審議会で議論



想定できた事例の最大公約数に留まる

司法で判断



個別の事情にあわせた
柔軟な判断が可能

〇氏論文不正事件で更に伸びる米国企業

日本企業 A社

著作権法上、
想定範囲外

限定的な
盗作検証用DB



限定的な市場シェア

価格 ; 9,500~64,000円

米国企業 I社

フェアユースとの
司法判断

盗作検証用DB
の圧倒的充実



市場を支配

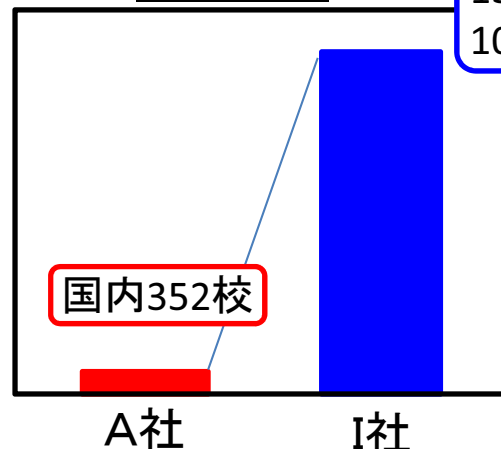
価格 : 80~300万円/年

- 外部検索エンジンを照合の都度利用
- 第三者DBは将来対応予定

- 学生提出の過去レポート(3億件)
- 独自Webアーカイブ(520億ページ) →過去記事も対象
- 集まるパートナー企業(1.3億件の雑誌記事・論文, 一部フェアユースにも依存)

フェアユース

導入実績



東京大、大阪大、早稲田大、名古屋大、東北大、九州大、広島大、金沢大、熊本大、静岡大、千葉大... 16

日本では柔軟な規定の導入は
実現できないのか？

柔軟な規定は罪刑法定主義違反？

◆ 特別刑法で明確性が争われた事例

■ 独禁法違反

5 この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、**その他いかなる方法をもつてするかを問わず**、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、**公共の利益に反して**、一定の取引分野における**競争を実質的に制限**することをいう。

6 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定**その他何らの名義をもつてするかを問わず**、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、**公共の利益に反して**、一定の取引分野における**競争を実質的に制限**することをいう。

→最判昭59・2・24「独禁法八九条一項一号所定の罪の構成要件については、合理的な解釈によつてその意義を明確に理解しうるのであり…、これが所論のように**あいまい不明確であるとはいえない**」

■ 食品衛生法第30条1項・第4条2号(当時)

二 有毒な、若しくは**有害な物質**が含まれ、若しくは附着し、又はこれらの疑いがあるもの。但し、人の健康を害う虞がない場合として厚生大臣が定める場合においては、この限りでない。

→最判平10・7・10「食品衛生法四条二号にいう「有害な物質」の意義が**不明確であるということとはできない**」

■ 証券取引法125条2項1号後段・197条2号(当時)

一 単独で又は他人と共同して、当該有価証券の売買取引が繁盛であると誤解させ、又はその**相場を変動させるべき一連の売買取引**又はその委託若しくは受託をすること

→最判平6・7・20(限定解釈を行った上で)「右各規定の構成要件が所論のように**不明確であるとはいえない**。」

(参考)「法的安定性の観点からすれば、**権利制限規定よりは、権利根拠規定について類推解釈することの方が抑制的であるべき**といえるであろう(とりわけ、刑事罰との関係では、権利根拠規定の類推は許されない。)。」

(飯村敏明「権利制限規定の解釈における課題」、著作権研究No. 35 (2008))

居直り侵害の蔓延？

著作権法119条

「…**十年以下の懲役**若しくは**千万円以下の罰金**に処し、又はこれを**併科**する。」

著作権法124条

「…**行為者を罰するほか**、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第一百十九条第一項若しくは第二項第三号若しくは第四号又は第二百二十二条の二第一項 **三億円以下の罰金刑**」

このようなリスクを冒して、居直り侵害が蔓延するか？
米国では居直り侵害が蔓延しているか？

導入の効果

コンテンツ産業にもプラス

【GLOCOM Review Vol.11 No.1 フェアユース導入はコンテンツ産業にプラスかマイナスか】(田中辰雄著)

台湾では、フェアユースの導入によってコンテンツ産業の伸び率は上昇している。台湾の他のパーソナルサービスと比較しても上昇しているし、韓国のコンテンツ産業と比較しても上昇している。産業の伸び率が高まれば権利者の利益になるはずであるから、フェアユースの導入は権利者の利益を増やすだろう。

【GLOCOM Review Vol.12 No.1 (83) グローバル化するフェアユース】 (Peter Decherney著、城所岩生・城所晴美 訳)

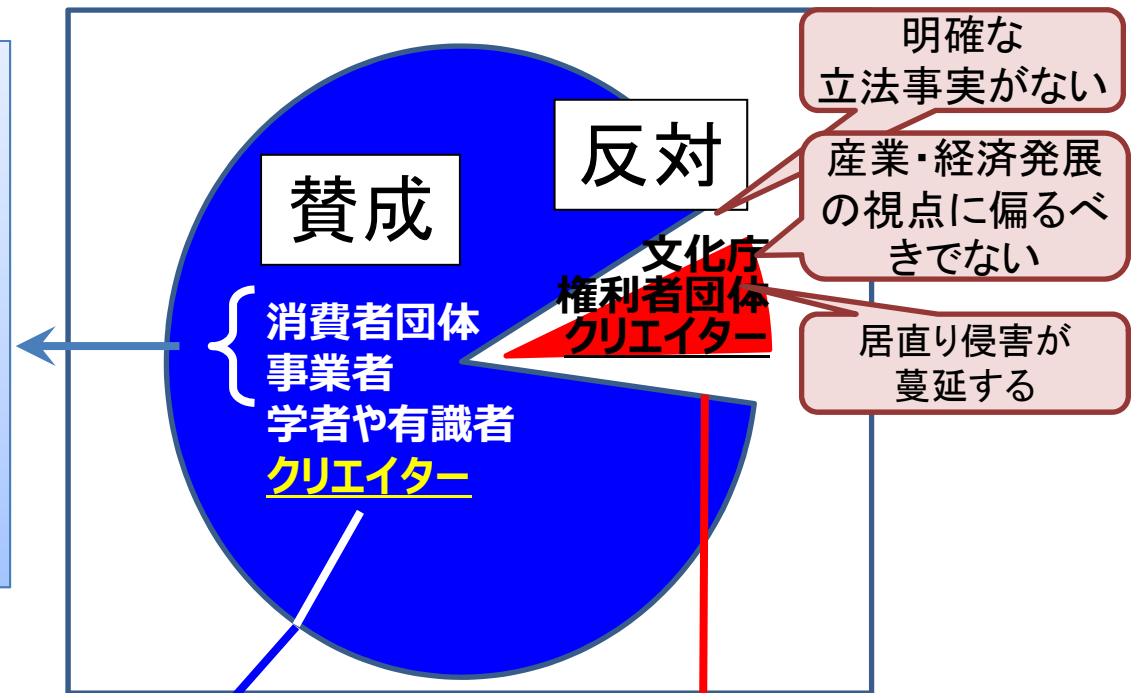
技術開発の巨人である Google の出現から、動画共有のサイトに数百万人の視聴者を引き付けるファン作成のマッシュアップまで、フェアユースは、インターネット技術、文化、商業の中心的な推進力となっている。そして、多くの国の政策担当者は、自国にフェアユース規定がないために生じたイノベーションのギャップに気づいている。

クリエイターは賛成

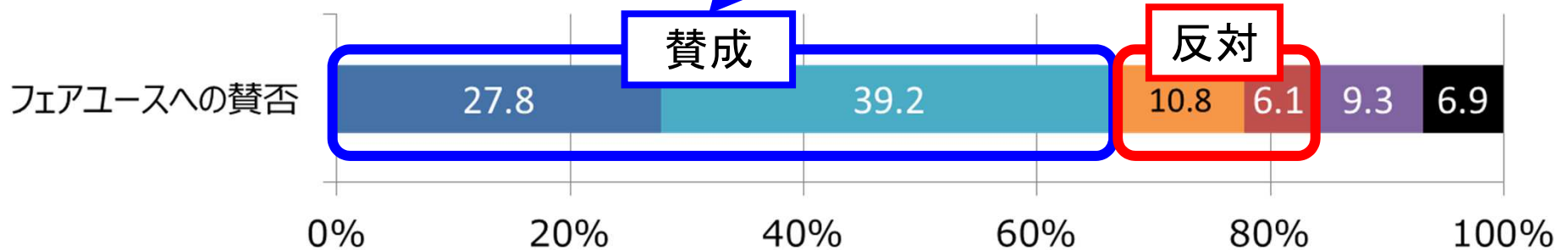
主婦連合会

インターネットユーザー協会
 障害者放送協議会
 電子情報技術産業協会 (JEITA)
 日本知的財産協会 (JIPA)
 アジアインターネット日本連盟 (AICJ)
 日本弁護士連合会
 中山先生等の学者等

(過去の文化審議会提出資料等より)



『クリエイターはフェアユースをどう思っているか』アンケート
 中山信弘 (東京大学名誉教授)、田中辰雄 (慶応大学経済学部教授)



■ 賛成 ■ どちらかと言えば賛成 ■ どちらかと言えば反対 ■ 反対 ■ 賛成とも反対ともいえない ■ わからない

※ クリエイティブ・コモンズ・ジャパン実施(2009.9)のアンケートでも、クリエイターの61%が賛成

諸外国の選択

柔軟な規定の海外での導入状況

●— 柔軟な規定を導入 国名色表示: 大陸法系 英米法 (コモン・ロー) 系 混合
 ●●●● 導入を検討

★企業・貿易・雇用省科学技術・知的財産局知的財産ユニット

アイルランド



●

中国



韓国 (2011)



マレーシア (2012)



★国内取引
消費者行政
知的財産公社

台湾 (1992)



★經濟部
智慧財産局



カナダ (最高裁判例)



米国



イスラエル (2007)

★司法省



スリランカ (2003)

★知的財産庁



シンガポール (2004)

★法務省
知的財産局



フィリピン (1997)

★大統領府
知的財産局



オーストラリア

コンテンツ産業への経済効果

台湾では、フェアユースの導入によってコンテンツ産業の伸び率は上昇している。台湾の他のパーソナルサービスと比較しても上昇しているし、韓国のコンテンツ産業と比較しても上昇している。産業の伸び率が高まれば権利者の利益になるはずであるから、フェアユースの導入は権利者の利益を増やすだろう。

★: 産業財産権法と著作権法を同一の官庁が所管している国とその部署名

田中辰雄「フェアユース導入はコンテンツ産業にプラスかマイナスか」
 (GLOCOM Review 2014 年10月第11巻第1号(82))

THANK YOU.